

## 1 一般廃棄物処理手数料の改定について

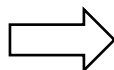
## (1) 改正の内容及びスケジュール

## ① 改正の内容

## 家庭系ごみ

令和4年3月31日まで

10kg以上の部分につき

10kgにつき100円

令和4年4月1日から

10kg以上の部分につき

10kgにつき200円

## ② スケジュール

令和3年12月16日 条例改正案可決

12月21日 条例公布

12月21日 市民への周知開始

令和4年4月1日 条例施行

## (2) 市民への周知方法について

## ① クリーンセンター来場者へ案内チラシを配布

計量所及び精算所で案内チラシを配布

## ② クリーンセンター内に案内看板を設置

計量所、精算所、プラットフォーム及び資源庫に案内看板を設置

## ③ 広報春日井3月号に改定記事を掲載

## ④ 市ホームページ手数料改定に係る記事を掲載

処理手数料について掲載しているページを更新

## ⑤ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」によるプッシュ通知

手数料改定について毎月通知を送信

<h1>料金改定のお知らせ</h1> <p>令和4年4月1日(金) から</p> <h2>《家庭ごみ》</h2> <h1>200円/10kg</h1> <h2>(10kg以上の部分)</h2>	
【お問い合わせ先】	
(処理手数料に関すること) 春日井市環境部ごみ減量推進課	85-6222
(ごみの持込みに関すること) 春日井市クリーンセンター	88-0247

図1 手数料改定の案内チラシ



写真1 手数料改定の案内看板